

福島市バリアフリー基本構想 ～中心市街地～【概要版】

1. バリアフリー基本構想とは

(本編 第1章)

★ バリアフリー基本構想策定の目的

福島市バリアフリーマスタープラン(令和3年6月)で設定した移動等円滑化促進地区について、旅客施設や高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を『重点整備地区』に位置づけ、公共交通機関・建築物・道路・路外駐車場・都市公園・信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するものです。

★ 計画期間

令和5年度～令和9年度(5年間)を計画期間とします。計画の進行管理・評価を実施し、必要に応じて内容の見直し・改定を図り、取組を推進していきます。

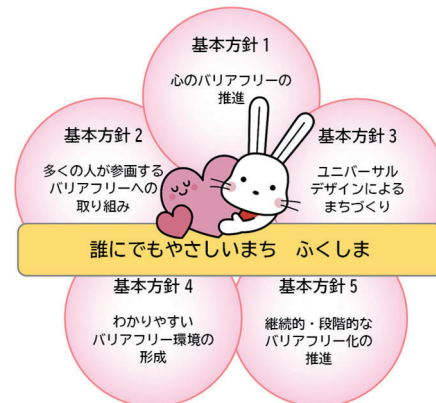


2. バリアフリー基本構想策定地区の選定

(本編 第2章)

★ 基本方針 『誰にでもやさしいまち ふくしま』

1. 心のバリアフリーの推進	全ての人の社会参加、活躍機会を増やすため、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の取り組みを推進します。
2. 多くの人が参画するバリアフリーへの取り組み	市民・事業者・行政などが連携し、それぞれが主体的となることができるバリアフリー化の取り組みを進めます。
3. ユニバーサルデザインによるまちづくり	施設のバリアフリー化とバリアフリー観光の連携を図るため、連続した施設整備および情報発信などに取り組みます。
4. わかりやすいバリアフリー環境の形成	誰もが安全で快適に移動できるためのバリアフリー情報をわかりやすく提供し、アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上を図ります。
5. 継続的・段階的なバリアフリー化の推進	ソフト・ハード施策を柔軟に取り入れながら段階的にバリアフリー化を進めるとともに、中長期的な視点に立ち、持続的なバリアフリー化を推進します。



★ バリアフリー基本構想策定地区の選定

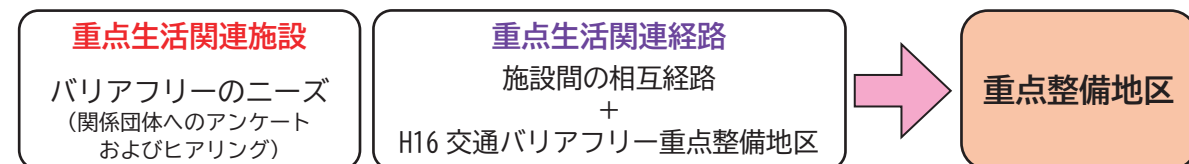
福島市バリアフリーマスタープランでは6つの移動等円滑化促進地区を設定しています。このうち、『中心市街地』は福島市の中核をなす人口密集地であり、多様な人々が利用する施設が集積していることから、優先して基本構想を策定します。

3. 重点整備地区等の設定

(本編 第3章)

★ 重点整備地区の設定

バリアフリー基本構想における『重点整備地区』は、移動等円滑化促進地区において特に重点的にバリアフリー化を推進する地区として、重要かつよく利用される施設と経路の配置状況をもとに設定します。



★ 中心市街地の重点整備地区

福島駅を中心とした市街地は人口密集地であり、多くの人が利用する施設が集積しているという地域条件を考慮する必要があるため、移動等円滑化促進地区と同等のエリアを重点整備地区と位置付けました。

★ まち歩き点検

重点整備地区における実際の移動時の支障等を確認し、基本構想の検討にあたる議論の参考とするためにまち歩き点検を実施しました。



4. 特定事業・その他の事業

(本編 第4章)

「特定事業」とは、重点整備地区の重点生活関連施設、重点生活関連経路に関するバリアフリー化の内容を具体化するものです。基本構想にて特定事業を定めた場合、事業を実施するものには、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施が義務となります。

特定事業には、バリアフリー法第2条で定める6つのハード整備に関する事業(公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業)と、ソフト対策に関する事業(教育啓発特定事業)の7つがあります。また、特定事業以外でバリアフリー空間を創出する事業について、その他の事業と位置づけ、特定事業と連携を図り一体的なバリアフリー化を推進することとします。【特定事業の内容は次頁をご覧ください】

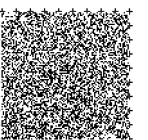
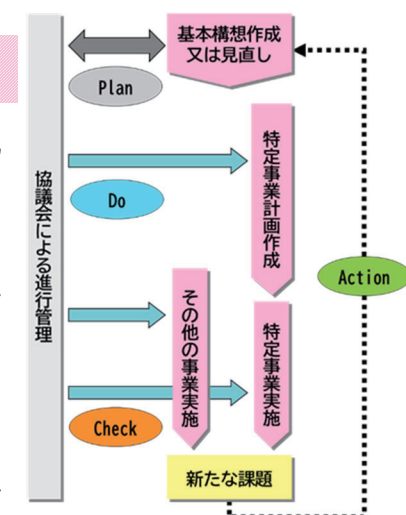
<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/tiiki-kyousei/kenko/fukushi/barria-free/masterplan.html>

5. 基本構想の推進に向けて

(本編 第5章)

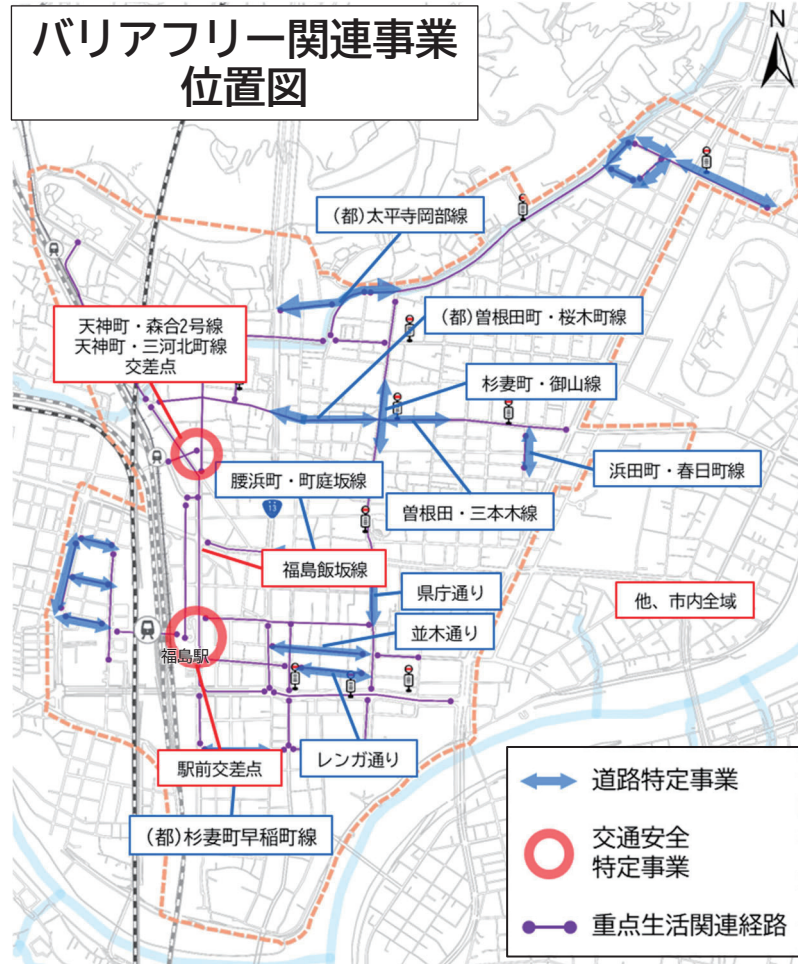
バリアフリー基本構想の策定後も、事業の実施状況を把握し、事業実施内容と効果の評価をする仕組みを構築、そして必要に応じて内容の見直し検討を行うといった、PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルによって、概ね5年を目途に段階的かつ継続的な取組(スパイラルアップ)を図っていきます。

また、5年の計画期間中であっても、新たなバリアフリーの課題については、内容の見直しや改定を踏まえて、取組をさらに促進していきます。



福島市バリアフリー基本構想 ～中心市街地～【概要版】

バリアフリー関連事業 位置図



①：福島駅西口エリア



②：ふくしん夢の音楽堂～

福島赤十字病院エリア



公共交通

- ◎東西出口・乗換案内表示の改善
 - ・階段や床面の案内サインについて利用者の声を基に継続的な検討、改善
- ◎案内窓口のバリアフリー整備
 - ・案内カウンターの高さについて検討（＊改善まで係員による対応を継続実施）

など 全 17 件

建築物

- ◎多目的トイレの改善
 - ・ボタン等の位置について検討、改善
 - ・多目的トイレの改修の検討
- ＊新施設のバリアフリー整備
 - ・高齢者や障がい者、子育て世代、様々な方に配慮した建築物の建設

など 全 12 件

路外駐車場

- ◎身障者用駐車場の案内表示の改善
 - ・身障者用駐車場の位置が分かりやすい案内表示の検討
- ◎身障者用駐車場の改善
 - ・案内表示を設け、ドア開放に配慮した身障者用駐車場へと改善

全 2 件

その他

- ◎サインガイドラインの作成
 - ・ピクトグラムや外国語併記等の分かりやすいサインのガイドラインを作成
- ＊公園等の整備
 - ・車いすが使いやすい園路の改築や段差解消
 - ・トイレ等の改善

など 全 8 件

道 路

- ◎歩道の改善
 - ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ◎新設道路のバリアフリー化
 - ・段差の少ない歩道整備
 - ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ＊歩道の維持管理
 - ・根上がりによる段差解消
 - ・植栽の剪定等、適切な維持管理
- ◆車止めの改善
 - ・視認性を確保した車止めの改修検討

など 全 37 件

交通安全

- ◎音響式信号機の設置
 - ・音響式信号機の設置を検討
- ◎横断環境の改善
 - ・横断秒数見直しの改善
 - ・横断歩道の表示劣化等の修繕
- ＊道路環境の改善
 - ・違法駐車行為の取締りの継続
 - ・自転車マナーに関する啓発活動の継続
- ＊道路における不法占用物の指導
 - ・不法占用看板や工作物の指導の推進

など 全 9 件

教育啓発

- ＊バリアフリー推進事業
 - ・小学校をはじめとした様々な団体に対し「心のバリアフリー」出前講座を実施し、「心のバリアフリー」の普及・促進を実施
- ＊バリアフリー推進パートナーの取組
 - ・パートナーに取組の協力を頂くほか、様々な取組の情報共有や情報提供を実施
- ＊職員の教育啓発
 - ・公共交通従事者の障がい者等への理解向上、適切な対応への教育啓発
- ＊パラスポーツを通じた社会参加の促進、理解増進
 - ・パラアスリート派遣事業を実施するとともに、ボッチャ交流大会などの実施
- ＊バリアフリーマップによる情報発信
 - ・高齢者や障がい者、外国の方などすべての人が利用できる情報発信の継続実施

など 全 52 件

事業実施目標時期 ◎：新規（短期 R5～R9） ◆：新規（中長期 R10～ ） ＊：継続

※事業にはバリアフリー法に定める特定事業及びその他事業を含む

